

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	沿岸漁場管理団体の指定の取消し			根拠条項	第116条第3項		
処分基準	<p>知事は、法第百十六条第一項の規定による勧告を受けた沿岸漁場管理団体がその勧告に従わないときは、その指定を取り消すことができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次